大　口　定　期

（２０２４年　９月　２０日現在）

商品名（愛称）		・自由金利型定期預金　　愛称　『大口定期』
販売対象		・法人および個人の方
期間		・期間定型方式…１ヵ月、３ヵ月、６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年 ・満期日指定方式…１ヵ月超５年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続（２年未満のみ）の取扱いができます。）
預入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・１，０００万円以上
	預入単位	・１円単位
払戻方法		・満期日以後に一括して払戻しいたします。
利息	適用金利	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法（頻度）	・預入期間２年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間２年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利息（約定利率×７０％）により計算します。
	計算方法	・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算
税金		・利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 ２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
手数料		――
付加できる特約事項		・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率）
中途解約時の取扱い		・満期日前に解約した場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、ＡおよびＢの算式により計算した利率の小数点第３位未満は切捨てとします。 また、中間利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入期間が１ヵ月未満の場合 下記Ａ．Ｂ．Ｃのうち、最も低い利率 Ａ．解約日における普通預金利率 Ｂ．約定利率 × ７０％ Ｃ．約定利率－｛（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）｝÷預入日数 ② 預入期間が１ヵ月以上の場合 下記Ａ．Ｂのうち最も低い利率 Ａ．約定利率 ×７０％ Ｂ．約定利率－｛（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）｝÷預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続をした時はその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準日として算出した当金庫所定の利率をいいます。
金利情報の入手方法		・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください

アルプス中央信用金庫

苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（９時～１７時、電話：０２６５-７４-９６１８）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課また全国しんきん相談所（９時～１７時電話：０３-３５１７-５８２５）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）